

①H26.1.29 平成 25 年度第 10 回地域協議会

住民主体による新たな地域づくり

～地域の将来を見据えた対策について～

- ・葉っぱビジネス（6 次産業化）
- ・6 次産業化は、取り組んだ全ての農家が成功するような話じゃない
- ・少量生産野菜（レストラン直結のような）の実現性
- ・農協と生産者の関係の変化
- ・厚田米のブランド化---農協の枠組みや品質統一から簡単ではない
- ・中央バスのダイヤ（墓苑訪問から厚田本村まで等）
- ・ふるさとの森

②H26.2.27 平成 25 年度第 11 回地域協議会

住民主体による新たな地域づくり

～地域の将来を見据えた対策について～ 2

- ・島根県海士町の取り組み
- ・座談会の様な幅広く誰でも参加できる会議があるとよい
- ・色々な活動でも参加しているメンバーはいつも良く似ている
- ・やる気のある人はいないわけじゃないが、広がっていかない

③H26.3.28 平成 25 年度第 12 回地域協議会

住民体による新たな地域づくり

～地域、住民を巻き込むための新たな手段、方法を探る～

- ・地域協議会発の 7 つの団体は連携を進めるべき
- ・イベントに取り組む会社やコーディネーターが必要では
- ・地域おこし協力隊の活動も期待する（コーディネートしてくれるかは別だが）
- ・敬老会ができない地区があるが、できている地区でも大変だ
- ・行事（イベント）の開催にあたり、別の地区の人が手伝いにきてくれる仕組みはどうか

④H26.4.24 平成 26 年度第 1 回地域協議会

住民主体による新たな地域づくり

～地域、住民を巻き込むための新たな手段、方法を探る～ 2

- ・（複合施設構想策定の経過説明を経て）複合施設の場所、役場跡地の活用
- ・（上記場所の話がでたので）行政主導で（予算、場所、大きさ、内容等）を決めるのではなく、住民の意見を集約し決定したい
- ・集中型の方が効率的で効果的
- ・複合させる機能の一つに防災の要素を
- ・〃〃〃〃の文化と食は両立が難しい。何か良いアイディアはないか
- ・〃〃〃〃に体験やお土産購入
- ・厚田にいる人に巻き込んで、また厚田に興味がある、厚田でやってみたいという人を含めてコンセプトを煮詰めては
- ・厚田こだわり隊の直売所に限らないが、看板の工夫が必要では（気づきづらい）
- ・協議はオープンに進めたい

⑤H26.5.29 平成 26 年度第 2 回地域協議会（座談会形式）

住民主体による新たな地域づくり

～地域、住民を巻き込むための新たな手段、方法を探る～ 3

- ・例えば、区内で自動車や石臼等を処分したい人がいたり、逆にそれらを欲しい人がいるとした場合に、その間を上手く繋ぐ仕組みを構築出来ないか。例えば、支所に掲示板を置いたり。
- ・蕎麦打ちを教えてくれたりする人がいればと思う。
- ・秋は「あきあじ祭り」があるが、今の時期に人を呼ぶイベントが無いので、何かイベントを出来ないか。先日の増毛町えび祭りの時は凄い車の数だった。厚田だとシャコや豆イカでイベント出来ないか。（今年は豆イカ獲れていない）“港祭り”と銘打って
- ・厚田の十字街を歩行者天国にし、臨時営業としてホタテ等を焼いて販売。
- ・魚を買いに来た方は鮮度が下がる前に帰ってしまいますので、コインランドリーの大きな冷蔵庫版（帰宅時まで保管出来る）が欲しい。
- ・朝市への誘導看板を国道沿いへ設置出来ないか。例えば、別狩に設置しているアクアレールの看板の上とか。
- ・厚田は山菜の宝庫であり、イベントで販売しお年寄りの小遣い稼ぎにしてはどうか。営林署への入山料の支払い等が発生する。
- ・地元野菜を地元で買える素晴らしい取り組み（こだわり隊）
- ・B 1 グランプリより下げてC 1 グランプリとかはどうか。味より簡単さを追求。
- ・厚田に住んでいるお婆ちゃんが漬けた漬物グランプリはどうか。
- ・タランボを植える事が出来ないか。
- ・タ克蘭ケとか、それぞれの地元の味を持ち寄り、皆で集まる事が出来ると穏やかで楽しく過ごせる。
- ・高齢者に野菜等を提供して漬けてもらい、色々な家が重複しないように時期を調整し地元の食堂で利用したり、販売してはどうか。
- ・複合施設にブースが欲しい。
- ・札幌大球キャベツもニーズがあるが、地方へ発送する手段が無い。大きすぎて発送しずらく、送料も高い。
- ・全て石狩産の漬物（J A いしかり 石狩漬）の厚田版で厚田漬はどうか。
- ・重量野菜（大根等）を作る農家が厚田にいない。

⑥H26.6.27 平成 26 年度第 3 回地域協議会（座談会形式）

住民主体による新たな地域づくり

～地域、住民を巻き込むための新たな手段、方法を探る～ 4

- ・人口二千人位のところで、これだけ人がきてくれるマチは全道でも少ないのでは。
- ・パークゴルフに来ている人をそのまま帰してしまうのはもったいない。
- ・アンケートをとって何に興味があるのか探ることも必要では。
- ・アンケートは記入より聞き取りの方が良い。
- ・老人クラブの行事が重なって「スポーツと食の体験」イベントに参加者が少なかったのが気付いたが、区内の年間イベントが一覧でわかるような仕組みがあると良い。
- ・学校の行事も一覧に加味しながら。
- ・望来の運動会でも老人クラブが（旅行が重なって）参加できなかった。
- ・人がいなくなってるのに、イベントはそのまま減らない。イベントを合体させるとか工夫しないとシーズンは毎日曜が何かしらイベントをやってなくちゃいけない。
- ・敬老会だって地域で独立してやってるが、古潭はできなくなっている。
- ・社協も配食サービスをやっていたりするので、そういった日程も知っておく必要があるかも。
- ・一気に一覧にすることは出来ないかもしれないが、重要なことだけでも一覧表にしたら助かる。

⑥H26.7.30 平成 26 年度第 4 回地域協議会

住民主体による新たな地域づくり

～地域、住民を巻き込むための新たな手段、方法を探る～ 5

- ・厚田区行事一覧（簡易）の提示に基づき内容の確認、
- ・敬老会、地区社協の話
- ・区の行事を一覧化したりコーディネートする人が必要では
- ・イベント、行事にはバスが必要になるケースが多いがスクールバスなど融通できないものか

＜ 参 考 資 料＞

○石狩市スクールバス管理運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、石狩市スクールバス（以下「バス」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 平常運行 バス本来の目的とする平常的な運行で次に掲げるものとする。

ア 平常授業日における児童生徒の登下校のための運行

イ 指導計画に基づく冬夏季休業中の行事に伴う児童生徒の登下校のための運行

(2) 特別運行 前号の運行に支障のない範囲で行う学校が計画する行事に関する運行で次に掲げるものとする。

ア 学校行事として実施する社会科学習等の校外学習及び特別活動のため必要な市内の運行

イ 管内的又は全道的行事として実施する中学校体育連盟及び中学校文化連盟等の広域的交流大会に参加するため必要な運行

ウ その他教育長が学校教育上特に必要と認める通学及び学校行事に関する運行

(3) 一般混乗運行 バス本来の目的のほか教育長が地域の交通事情を踏まえ、一般市民の混乗がやむを得ないと認める運行

(バスの管理者)

第 3 条 バスの管理者は、次に掲げるバスの区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 厚田区内の小中学校の児童生徒の登下校等に限するバス 厚田区生涯学習課長

(2) 浜益区内の小中学校の児童生徒の登下校等に限するバス 浜益区生涯学習課長

(3) 前 2 号以外のバス 総務企画課長

2 前項の規定に関わらず、一般混乗運行のうち、通学区域外及び通学時以外の運行に関する管理者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とする。

(1) 厚田区内の運行 厚田支所市民福祉課長

(2) 浜益区内の運行 浜益支所市民福祉課長

(バスの管理)

第 4 条 バスの管理は、次に掲げるところにより行わなければならない。

(1) バスは、特別な場合以外は使用時間終了後、必ず車庫内に格納保管するものとする。

(2) バスの運転担当者は、始業点検等を励行し常に善良な車両管理を行い、事故の未然防止に努めな

ければならない。

(3) バスの運転担当者は、安全運転に留意し、車両保安上緊急を要する整備が必要と判断された場合又は非常事態が発生した場合は、速やかにバスの管理者に報告し指示を受けるなど、常に安全運行に心掛けなければならない。

(4) バスの運転担当者は、一般混乗運行のうち、通学区域外及び通学時以外の運行に関しては、第 3 条第 2 項に規定するバスの管理者に報告し指示を受けなければならない。

(利用料の取扱い)

第 5 条 一般混乗運行において利用料を取り扱う場合は、広聴・市民生活課又は支所市民福祉課で行うものとする。

(運行)

第 6 条 バスの運行は、平常運行を原則とするが、特別運行も含め、かつ、季節的又は特別な事情により運行経路、時間など多少変更することができるものとする。

第 7 条 平常運行については、学校が毎年 4 月末日までにバスの年間運行計画を作成し、教育長の承認を受けなければならない。

第 8 条 特別な事情がある場合を除き、石狩市立学校管理規則（昭和 50 年教育委員会規則第 1 号）に定める休業日はバスを使用しないものとする。

第 9 条 第 6 条から第 8 条までの規定に関わらず、一般混乗運行に関し必要な事項は、教育長と協議し、広聴・市民生活課が別に定める。

(その他)

第 10 条 この規程で定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。